

公益社団法人地盤工学会関東支部規程

(平成 22 年 4 月 27 日制定)

(平成 31 年 4 月 26 日一部改正)

(令和 2 年 4 月 24 日一部改正)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 公益社団法人地盤工学会（以下「学会」という。）定款第 3 条に基づき関東地区に支部を設け、公益社団法人地盤工学会関東支部（以下「支部」という。）といい、事務局を関東地区に置く。
- 第 2 条 支部の運営に関しては、学会規則（以下「規則」という。）第 52 条の規定により、学会定款（以下「定款」という。）及び規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第 3 条 支部は、規則第 44 条に示す関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、千葉県、埼玉県、神奈川県及び東京都）在住の会員をもって組織する。
- 第 4 条 支部は、地域ごとの会員の情報伝達を促進し、支部運営の効果を向上させるために県を単位とする支部地域会を置くことができる。
- 第 5 条 支部は、規則第 46 条に定める範囲において、定款第 5 条に定める事業のうち、支部に関する事業を行う。

第 2 章 支 部 役 員 等

- 第 6 条 支部に、次の支部役員を置く。
- | | |
|---------|---------|
| 支 部 長 | 1 名 |
| 副 支 部 長 | 5 名以内 |
| 商 議 員 | 6 0 名以内 |
| 支 部 監 事 | 2 名 |
| 幹 事 長 | 1 名 |
| 副 幹 事 長 | 2 名以内 |
| 幹 事 | 7 0 名以内 |
- 2 支部に顧問ならびに参与を置くことができる。
- 第 7 条 支部役員は、商議員会が支部内の正会員のうちから推薦し、支部総会の決議によって選任する。そのうち、支部長については、正会員から選任しなければならない、その余の者は特段の事情があれば正会員以外から選任することができる。
- 2 支部役員が任期中に欠けたときは、次期定例支部総会までの残任期間中に限り、欠員としてその後任者を商議員会において選任することができる。
- 3 顧問ならびに参与は、支部長が任免する。
- 第 8 条 支部役員の任期は 3 年とする。ただし、支部役員は再任を妨げない。
- 2 前項の任期 1 年とは、定例支部総会から翌年の定例支部総会終結時までとする。

- 3 支部役員は任期満了後でも後任者の就任までは、その職務を行う。
- 4 顧問ならびに参与の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員として選任された支部役員は、前任者の残任期間とする。
- 6 支部役員は、原則として、毎年、約1/3を改選する。
- 第9条 支部長は、支部を代表し、その会務を総理する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故ある時には、その職務を代行する。
- 3 商議員は支部に関する事業及び会計その他の重要事項を審議する。
- 4 支部監事は、支部の会計及び支部役員業務執行状況等を監査する。
- 5 幹事は、支部に関する事務を処理し、幹事長はこれを総括する。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐する。
- 7 顧問ならびに参与は、支部役員に諮問に依る。
- 第10条 支部役員は、支部総会の決議によって解任することができる。
- 第11条 支部役員は、無報酬とする。

第3章 支部代議員

- 第12条 支部は、定款第7条及び代議員選挙規則により、支部代議員候補者の選考を行う。
- 2 支部代議員候補者は、商議員会にて選考する。

第4章 会 議

- 第13条 支部の会議は、支部総会、商議員会、運営委員会及び支部委員会とする。
- 第14条 支部総会は、規則第47条の規定により、支部に所属する会員をもって構成する。
- 2 支部長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に定例支部総会を招集する。また、必要に応じて臨時支部総会を招集する。
- 3 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 4 支部総会は、次の事項について決議する。ただし、支部総会の議事は、予め商議員会の承認を必要とする。
- (1) 支部役員を選任または解任
 - (2) 支部役員報酬等の額またはその規定
 - (3) 事業報告及び決算報告の承認
 - (4) 支部規程その他の規程の変更
 - (5) その他、商議員会で認めた事項
- 5 支部総会は、支部に所属するすべての会員の委任状を含む20分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 当該議事につき、書面もしくは電磁的記録による委任状をもって、支部総会における他の構成員に委任をし、または予め示された議案の賛否についての意思表示をす

ることができる。この場合はその者は出席者とみなす。

- 7 支部総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。ただし、支部規程の変更に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 商議員会は、商議員をはじめとする支部役員をもって構成し、議長は支部長がこれに当たる。

- 2 商議員会のうち、1回は毎事業年度開始1ヶ月前までに支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めた場合には、招集しなければならない。

3 商議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算事業計画及び予算
- (2) 規程等の制定及び変更
- (3) 第7条に基づく支部役員の推薦または選出
- (4) その他、会務運営上の事項

4 商議員会は、商議員の委任状を含む過半数の出席をもって成立する。

5 当該議事につき、書面もしくは電磁的記録をもって、商議員会における他の構成員に委任をし、または予め示された議案の賛否についての意思表示をすることができる。この場合はその者は出席者とみなす。

6 商議員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。

第16条 運営委員会は、支部長、副支部長、支部監事、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、議長は支部長がこれに当たる。

2 運営委員会は、商議員会に先立ち開催する他、必要に応じ支部長が招集し、開催する。

3 運営委員会は、商議員会に付議する事業計画、その他支部運営等に関する事項を策定する。

第17条 支部長は、調査・研究のために必要があるときは、支部委員会を設置することができる。

2 支部委員会に関する必要事項は別途定める。

第5章 会 計

第18条 定款第43条に基づき、支部の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

第19条 規則第51条に基づき、支部の経費は、交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第20条 支部の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始1ヶ月前までに商議員会が議決し、

支部長は直ちに会長に届出て、理事会の承認を得なければならない。

- 2 支部長は、理事会が承認した事業計画及び収支予算を定例支部総会に報告しなければならない。

第 21 条 支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、支部監事の監査を受けた上で、商議員会の議決を経て定例支部総会の承認を受けなければならない。

- 2 支部長は、毎事業年度終了後 1 ヶ月以内に事業報告及び収支決算報告を会長に届出て、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第 6 章 支部表彰

第 22 条 別に定める支部表彰規程に基づき表彰を行うことができる。

第 7 章 支部規程の改廃

第 23 条 この規程を改廃しようとするときは、商議員会の議決を経て、支部総会の承認を得なければならない。

- 2 支部長は、この規程の変更を行う場合、予め理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、社団法人地盤工学会が公益社団法人の設立の登記の日から施行する。